

横手市告示第96号

横手市防災ラジオ貸与事業実施要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

横手市長 五十嵐 忠 悦

横手市防災ラジオ貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域防災において迅速かつ確実に災害情報を市民等に伝達する横手市防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）貸与事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ラジオ エフエムラジオ放送を受信することが可能であり、かつ、横手市の災害時緊急放送の自動強制受信機能を備えたラジオ
- (2) 貸与対象者 防災ラジオの貸与条件を満たしたもの
- (3) 貸与者 防災ラジオの貸与を受けたもの

(貸与対象)

第3条 防災ラジオは、次の各号のいずれかの貸与条件に該当する世帯、個人、施設等は無償で貸与する。

- (1) 当該年度4月1日を基準として65歳以上の高齢者のみの世帯
 - (2) 障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - (3) 自治会及び町内会の代表者
 - (4) 民生児童委員
 - (5) 消防団幹部
 - (6) 医療機関
 - (7) 福祉施設
 - (8) 災害時指定避難所
 - (9) 前各号に掲げるもののほか市長が特に認めたもの
- (貸与条件の重複)

第4条 前条の貸与条件が重複する場合は、貸与する防災ラジオは、1台とする。

(貸与の申請)

第5条 防災ラジオの貸与を受けようとする貸与対象者は、市長に申請書を提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに貸与の可否を決定し、貸与を決定した場合は、当該貸与対象者に防災ラジオを貸与する

ものとする。

(受領報告書の提出)

第7条 貸与者は、防災ラジオを受領した場合は、報告書を市長に提出するものとする。

(返還)

第8条 貸与者が死亡、転出、転居等の事由により第3条の貸与条件を満たさなくなった場合は、速やかに防災ラジオに返却届けを添えて市長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、貸与者が第3条第3号又は第5号に該当する場合であって、後任の者がいる場合は、直接当該後任の者に防災ラジオを引き継ぐことができる。この場合において、当該後任者は、引継ぎの完了した旨の報告書を市長に提出するものとする。

(管理台帳の作成)

第9条 市長は、管理台帳を作成し、防災ラジオを適切に維持管理しなくてはならない。

(目的外使用等の禁止)

第10条 貸与者は、防災ラジオを目的外に使用し、他に譲渡し、又は転貸することはできない。

(費用の負担)

第11条 防災ラジオの維持管理に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 故障等により不具合が生じた場合は、市の負担で修繕する。ただし、貸与者の過失が原因と認められる場合は、貸与者の負担で修繕するものとする。

(2) 使用する電池交換に係る経費は、貸与者の負担とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。